

平成28年度決算に基づく
熊本県財政健全化判断比率及び
資金不足比率に係る審査意見書

熊本県監査委員

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、次のものについて審査を実施した。

- 1 平成28年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づき算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）
- 2 平成28年度の各公営企業会計の決算に基づき算定した資金不足比率
- 3 健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の方法

この健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査は、次の観点について、算定に必要な関係資料の確認を行うとともに、関係職員の説明を聴取し行った。

- 1 知事から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、健全化判断比率及び資金不足比率の算定が、関係法令に沿って正確に行われているか。
- 2 その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。

第3 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に算定・作成されているものと認められた。

健全化判断比率及び資金不足比率は、下記のとおり関係基準を下回る数値となっており、前年度数値からの改善もみられた。これは、通常県債に係る元利償還金の減少及び熊本地震復興基金の皆増などによる充当可能基金残高の増加などが主な要因である。

しかし、平成28年4月に発生した熊本地震からの復旧・復興に向けた取組を進める中、平成29年5月に公表された「中期的な財政収支の試算」において、平成30年度以降35年度までの間に29億円から94億円の財源不足が生じる見通しである。

本県は、将来にわたって厳しい財政状況に直面することが予想されることから、今後とも「熊本復旧・復興4カ年戦略」を着実に進めていくために必要となる財源の確保等に努められるとともに、引き続き財政健全化の取組を推進されたい。

記

(1) 健全化判断比率

健全化判断比率名	平成28年度決算 に基づく比率	平成27年度決算 に基づく比率	早期健全化基準
1 実質赤字比率	—	—	3.75%
2 連結実質赤字比率	—	—	8.75%
3 実質公債費比率	11.3%	12.3%	25.0%
4 将来負担比率	175.2%	189.0%	400.0%

(注) 「—」：実質赤字が生じていないため比率が発生しないもの。

(2) 資金不足比率

会 計 名	平成28年度決算 に基づく比率	平成27年度決算 に基づく比率	経営健全化 基準
1 電気事業会計	—	—	20.0%
2 工業用水道事業会計	—	—	
3 有料駐車場事業会計	—	—	
4 病院事業会計	—	—	
5 港湾整備事業特別会計	—	—	
6 流域下水道事業特別会計	—	—	
7 臨海工業用地造成事業特別会計	—	—	
8 高度技術研究開発基盤整備 事業等特別会計	—	—	

(注) 「—」：資金不足が生じていないため比率が発生しないもの。